

滋賀県消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を挙げて消防団を応援する気運の醸成および消防団活動に対する理解の促進を目的として、消防団を応援する事業所および店舗等（以下「消防団応援の店」という。）が、県内の消防団員およびその家族（以下「団員等」という。）に対し優遇サービスを提供する滋賀県消防団応援の店に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、滋賀県が、市町および公益財団法人滋賀県消防協会の協力を得て実施するものとする。

(滋賀県消防団応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 消防団応援の店は、第1条に定める事業の趣旨にのっとり、自主的に優遇サービスを団員等に提供するものとする。

2 この要綱において「優遇サービス」とは、団員等が受けることができる利用料金または商品価格の割引、記念品または飲食物の進呈、買い物ポイント加算等の各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 消防団応援の店の登録を受けようとする事業所および店舗等は、滋賀県消防団応援の店登録申請書（別記様式第1号）により知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次項の規定により登録を行わない場合を除き、次に掲げる事項を滋賀県消防団応援の店登録簿に登録するものとする。

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 事業所または店舗等の名称、所在地、電話番号、定休日および営業時間
- (4) 事業所または店舗等が提供する優遇サービス

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が次に掲げる事業所および店舗等に該当するときは、登録を行わないものとする。

- (1) 特定の宗教活動または政治活動に関わっているもの
- (2) 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) 各種法令その他公序良俗に違反しているものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 通信販売、インターネットによる販売等の対面販売を前提としないもの
- (5) ギャンブル性を有し、射幸心をあおるおそれのある遊戯等を提供するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないとするもの

4 知事は、第2項の規定により登録を行ったときは、その旨を別記様式第2号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

(表示証の交付)

第5条 知事は、前条第2項の規定による登録を行ったときは、当該事業所および店舗等に滋賀県消防団応援の店登録表示証（別記様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第6条 消防団応援の店は、事業所および店舗等の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 消防団応援の店は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に、消防団応援の店である旨を表示することができる。

(団員カード)

第7条 知事は、消防団員に対し、滋賀県内の消防団員であることを示すカード（別記様式第4号。以下「団員カード」という。）を発行するものとする。

2 市町は、知事が発行する団員カードを消防団員に配布するものとする。

3 団員等は、消防団応援の店から優遇サービスの提供を受けようとするときは、団員カードを提示しなければならない。

4 消防団員は、団員カードを紛失し、または破損したときは、知事に申し出て団員カードの再発行を受けることができる。

5 消防団員は、消防団を退団したときは、団員カードを返還しなければならない。

6 市町は、団員カードの配布および回収に関し、団員カード管理台帳により管理するものとする。

(消防団応援の店の公表)

第8条 知事は、消防団応援の店の名称、提供する優遇サービスの内容等をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(登録事項の変更)

第9条 消防団応援の店は、登録事項に変更を生じたときは、滋賀県消防団応援の店登録事項変更届出書（別記様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録事項を変更するとともに、その旨を別記様式第6号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

(登録の廃止)

第10条 消防団応援の店は、登録を廃止しようとするときは、滋賀県消防団応援の店登録廃止届出書（別記様式第7号）により、表示証を添えて滋賀県知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するとともに、その旨を別記様式第8号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

(登録の取消し)

第11条 知事は、消防団応援の店が事業の廃止等をしたとき、偽りその他不正の手段により表示証の交付を受けたときまたは第4条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、登録を取り消すとともに、その旨を別記様式第9号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された消防団応援の店は、速やかに表示証を知事に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

滋賀県消防団応援の店登録申請書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）

滋賀県消防団応援の店の事業の趣旨に賛同し、次のとおり消防団応援の店の登録を受けたいので、滋賀県消防団応援の店実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

ふりがな			
事業所（店舗等）名称			
事業所（店舗等）の所在地	〒 ー		
事業所（店舗等）の電話番号		定休日	
営業時間	時 分	～	時 分
提供する優遇サービスの内容	対象	備考（任意）	
<p>（記入例）</p> <ul style="list-style-type: none">・購入金額の5%割引・ライス大盛り無料・ドリンク1杯無料・ポイント2倍・粗品進呈 等	<p>（記入例）</p> <ul style="list-style-type: none">・団員カード提示者・団員のみ・団員および家族・団員を含む団体全員・団員1名につき、同伴者2名まで 等	<p>（記入例）</p> <ul style="list-style-type: none">・団員の家族が団員カードを提示した場合もサービスを提供する。・一部商品は除く。・一人1,000円以上の飲食に限る。・他のサービス券との併用不可。・土日祝日は除く。 等	
<p><担当者連絡先></p> <p>ふりがな 担当者氏名： 電話番号：</p>			

※太枠内に記入いただいた事項は、県のホームページ等に
掲載させていただきます。

※消防団応援の店登録申請の受付は、（公財）滋賀県消防協会に委託
しております。下記までに郵送・ファクシミリでお申し込みください。

《申込先》〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3-28

公益財団法人滋賀県消防協会

電話：077-522-1965

FAX：077-526-1039

受付欄

受付欄

第 号
年 月 日

（登録者）宛て

滋賀県知事 印

滋賀県消防団応援の店の登録について（通知）

年 月 日付で申請のありましたこのことについては、滋賀県消防団応援の店実施要綱第4条第2項の規定により、滋賀県消防団応援の店として、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

1 登録番号

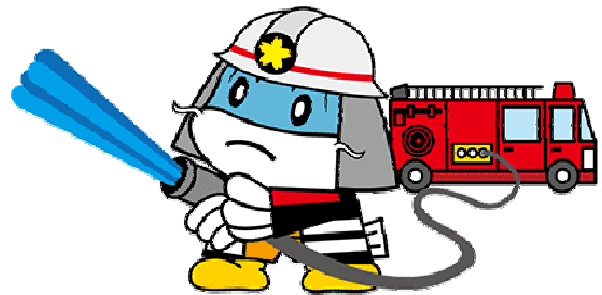
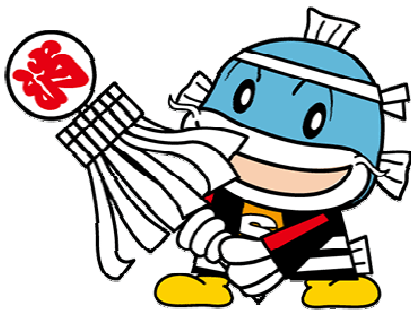
2 登録年月日 年 月 日

3 登録事項

ふりがな			
事業所（店舗等）の名称			
事業所（店舗等）の所在地	〒 ー		
事業所（店舗等）の電話番号		定休日	
営業時間	時 分	～	時 分
提供する優遇サービスの内容	対象	備考	

滋賀県消防団応援の店

消防団を応援しています！

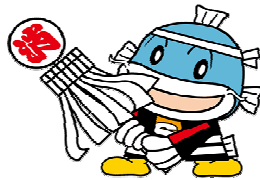


滋賀県

(表)

滋賀県消防団応援の店

団員カード



発行 滋賀県

(裏)

消防団 _____ (分団・本部)

氏名 _____

【注意事項】

1. 滋賀県消防団応援の店でこのカードを提示してください。
カードを提示しない場合は、優遇サービスを受けられません。
2. 店舗等から求めがあった場合は、本人が確認できる書面等を併せて提示してください。
3. このカードは、団員本人およびその家族のみ有効です。
カードを譲渡・貸与することはできません。
4. 消防団を退団した場合は、このカードを所属消防団事務局まで速やかに返還してください。
5. このカードを拾われたときは、お手数ですが下記までご連絡ください。

[応援の店一覧]

QRコード

滋賀県総合政策部防災危機管理局 TEL 077-528-3433

滋賀県消防団応援の店登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地)

滋賀県消防団応援の店の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更が生じた事項 ※変更事項に○を付けてください。	提供する優遇サービスの内容 ・ 対象 ・ その他	
変更年月日	年	月 日
変 更 前	変 更 後	
<p><担当者連絡先> ふりがな 担当者氏名： 電話番号：</p>		

※消防団応援の店登録内容変更届の受付は、(公財) 滋賀県消防協会に委託しております。下記宛先に郵送・ファクシミリでご提出ください。

《宛先》〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目 3-28
公益財団法人滋賀県消防協会
電話：077-522-1965 FAX：077-526-1039

受 付 欄

第 号
年 月 日

（登録者）宛て

滋賀県知事 印

滋賀県消防団応援の店の登録事項の変更について（通知）

年 月 日付けで届出のありましたこのことについては、下記のとおり登録事項を変更しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 事業所（店舗等）名
- 3 変更年月日 年 月 日

4 変更事項

変 更 前	変 更 後

第 号
年 月 日

（登録者）宛て

滋賀県知事 印

滋賀県消防団応援の店の登録廃止について（通知）

年 月 日付で届出のありましたこのことについては、下記のとおり登録を
廃止しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 事業所（店舗等）名
- 3 廃止年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

（登録者）宛て

滋賀県知事 印

滋賀県消防団応援の店の登録取消しについて（通知）

滋賀県消防団応援の店実施要綱第11条の規定により、下記のとおり登録を取り消します。
つきましては、速やかに表示証を滋賀県総合政策部防災危機管理局まで返還してください。

記

- 1 登録番号
- 2 事業所（店舗等）名
- 3 取消年月日 年 月 日
- 4 取消理由